

○建設リサイクル法に関する一斉パトロールの実施報告

(件数)

		令和6年6月	令和6年10月	令和7年6月
確認を行った現場数	建築物の解体工事	601	556	598
	建築物の新築工事	17	16	7
	建築物の修繕・模様替等工事	10	6	2
	土木工事等	4	2	2
	パトロール現場数合計	632	580	609
当該月の対象建設工事届出件数 (届出件数に対するパトロール件数の割合)		2,472 (26%)	2,632 (22%)	2,589 (24%)
確認を行った現場のうち、無届出工事の現場数	建築物の解体工事のうち無届出工事	0	0	0
	建築物の新築工事のうち無届出工事	0	0	0
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	0	0	0
	土木工事等のうち無届出工事	0	0	0
	無届出工事合計	0	0	0
法第14条に基づく助言※1		33	34	32
法第14条に基づく勧告※1		0	0	0
法第15条に基づく命令※2		0	0	0
法第19条に基づく助言※3		0	0	0
法第19条に基づく勧告※3		0	0	0
法第20条に基づく命令※4		0	0	0
法第42条第1項に基づく報告の徴収※5		0	0	0
法第42条第2項に基づく報告の徴収※6		0	0	0
法第43条第1項に基づく立入検査※7		129	132	124
法に基づかない任意で行った聞き取り調査・指導など※8		103	94	104
指導等を行った総数		265	260	260
大気汚染防止法、環境確保条例等に基づく指導※9		115	101	117
フロン排出抑制法の違反※10		0	0	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導等※11		8	2	7
パトロール延べ人数(人・時間)※12		731	690	679

※1：分別解体等の適正な実施を確保するために行うもの

※2：助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※3：再資源化等の適正な実施を確保するために行うもの

※4：助言・勧告に従わないときには第20条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※5：分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※6：再資源化等の実施の状況に関し報告を徴収するもの

※7：分別解体、再資源化等の実施を確保するため立入検査するもの

(例) 受注者の営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する。

※8：助言・勧告の対象に至らない軽微な事項や他法令違反の場合等に行うもの

※9：石綿含有建材の有無の事前調査結果等の掲示、記録の写しの備え置き、行政報告の不備等

※10：フロン排出抑制法の行程管理制度に基づく処理違反の場合等（東京都のみに立入権限有）

※11：産業廃棄物収集運搬業者における許可証の写しの携帯、産業廃棄物収集運搬車両の両側面の表示等義務違反

※12：パトロール延べ人数＝人数×パトロール時間